

新型コロナウイルス感染対策のための消毒用アルコールの安全な取扱いについて！

- 消毒用アルコールは、消防法令上の**危険物**に該当します。
- 貯蔵・取扱いの量に応じ、**消防法**や**春日・大野城・那珂川消防組合火災予防条例**の規定が適用される場合があります。
- 製造企業や各種事業所において保管・使用する場合には**以下の事項に留意**をお願いします。

- 1 消毒用アルコールは、火気の近くでは使用しないこと。
- 2 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰替え等に伴い、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場合には、通風性の良い場所や換気が行われている場所等で行うこと。
また、みだりに可燃性蒸気を発生させないため、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧は避けること。
- 3 消毒用アルコールの容器の設置・保管は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避けること。
また、容器の落下や衝撃を与えたりしないこと。
- 4 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意するとともに、詰め替えた容器に消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」等の注意事項を記載すること。

※ 何かご不明なことがあれば、下記までご連絡ください。

春日・大野城・那珂川消防組合消防本部
予防課 予防係
電話番号：092-584-1196